

○いわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

平成24年12月27日いわき市規則第54号

改正

平成25年3月29日いわき市規則第12号

平成25年10月24日いわき市規則第34号

平成26年3月26日いわき市規則第4号

平成27年3月31日いわき市規則第30号

平成28年3月31日いわき市規則第32号

平成30年3月30日いわき市規則第15号

いわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年いわき市条例第64号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定居宅介護事業所の従業者の配置の基準)

第2条 指定居宅介護事業所には、常勤換算方法（事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で2.5人以上の従業者を置かなければならない。

2 条例第6条第2項の規則で定める方法は、事業の規模に応じて常勤換算方法とする。

3 前項の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受けるときは、同項の事業の規模は、推定数とする。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第3条 条例第26条の指定居宅介護の方針は、次のとおりとする。

(1) 指定居宅介護の提供に当たっては、条例第27条第1項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサー

ビスの提供を行うこと。

- (4) 常に利用者的心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(準用)

第4条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第4条の2 第2条第2項及び第3項並びに第3条の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

(基準該当居宅介護事業所の従業者の配置の基準)

第5条 基準該当居宅介護事業所には、3人以上の従業者を置かなければならない。

2 条例第206条の市長が定める地域において基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあっては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上とする。

(同居家族に対するサービス提供ができる場合)

第6条 条例第48条第1項の規則で定める場合は、同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護が次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 当該基準該当居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると当該基準該当居宅介護に係る特例介護給付費の支給決定を行った市町村（特別区を含む。）が認めるものに住所を有する場合

- (2) 当該基準該当居宅介護が条例第45条第2項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

- (3) 当該基準該当居宅介護を提供する従業者の当該基準該当居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合

(準用)

第7条 第3条の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。

2 第3条及び前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。

(指定療養介護事業所の従業者の配置の基準)

第8条 指定療養介護事業所には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の

従業者を置かなければならない。

(1) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

(2) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除して得た数以上

(3) 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除して得た数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除して得た数を控除して得た数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

(4) サービス管理責任者 指定療養介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受けるときは、推定数による。

3 第1項及び次項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 第1項に規定する指定療養介護事業所の従業者（同項第1号及び第2号に掲げる従業者を除く。）は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

5 第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援と同一の施設において一体的に提供しているときは、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第52条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2

の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。)の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定療養介護において提供される便宜に要する費用)

第9条 条例第56条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 日用品費

(2) 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの

(モニタリング)

第10条 条例第60条第9項の規定によるモニタリングは、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 定期的に利用者に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

(指定療養介護事業所のサービス管理責任者の業務)

第11条 条例第61条の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者的心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(指定療養介護に係る市町村への通知の要件)

第12条 条例第67条の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(指定療養介護の提供に関し整備等をすべき記録)

第13条 条例第77条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第55条第1項の規定によるサービスの提供の記録
- (2) 条例第60条第1項に規定する療養介護計画
- (3) 条例第67条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第75条第2項の規定による身体拘束等の記録
- (5) 条例第78条において準用する条例第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第78条において準用する条例第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定生活介護事業所の従業者の配置の基準)

第14条 指定生活介護事業所には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

- (1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分（市長が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とすること。

- (ア) 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数以上
- (イ) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上
- (ウ) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数以上

イ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うときは、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

エ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

- (3) サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上
イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加え

て得た数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受けるときは、推定数による。
- 3 第1項第2号及び第5項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難なときは、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 5 第1項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。
- 6 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(指定生活介護事業所の設備の基準)

第15条 指定生活介護事業所は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる基準
 - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
 - (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - (3) 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 2 条例第83条第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がないときは、兼用することができる。
 - 3 条例第83条第1項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

(指定生活介護において提供される便宜に要する費用)

第16条 条例第84条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 創作的活動に係る材料費
- (3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの

2 前項第1号に掲げる費用については、市長が定めるところによるものとする。

(指定生活介護に係る市町村への通知の要件)

第17条 条例第90条の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わぬことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(準用)

第18条 第10条、第11条及び第13条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第2号中「療養介護計画」とあるのは、「生活介護計画」と読み替えるものとする。

第18条の2 第10条、第11条、第13条、第16条及び第17条の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

(基準該当生活介護の基準)

第19条 条例第96条の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 指定通所介護事業者等であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数との合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(4) 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の要件)

第20条 条例第97条の規則で定める要件は、次に掲げる要件に該当することとする。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（いわき市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに

指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年いわき市条例第75号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第45条第1項に規定する登録者を除く。第35条の2第1号及び第42条の2第1号において同じ。）の数と条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年福島県条例第88号。以下「県指定通所支援基準条例」という。）第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第72条の4において準用する県指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。次号、第20条第2号、第35条の2第1号及び第41条の2第1号において同じ。）にあっては、18人）以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第72条の4において準用する県指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
------	------

26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第1項に規定する居間及び食堂を除く。第35条の2第3号及び第42条の2第3号において同じ。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通りサービスの利用者数並びに条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービス又は県指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは県指定通所支援基準条例第72条の4において準用する県指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合におけるいわき市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年いわき市条例第71号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第83条又は第193条に規定する基準を満たしていること。

(5) 条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第21条 第16条の規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

（指定短期入所事業所の従業者の配置の基準）

第22条 条例第100条第1項に規定する併設事業所には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

(1) 指定障害児支援施設その他の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する施設（入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。以下この条において「入所施設等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業

所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

(2) 条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下この号において「施行規則」という。）第25条第7号に掲げる宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）、条例第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者、条例第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は条例第201条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下この条において「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所をする場合 次のア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（施行規則第25条第7号に掲げる宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、条例第195条に規定する指定共同生活援助、条例第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は条例第201条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助（次項において「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業者等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所（条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。第3項第1号において同じ。）、指定共同生活援助事業所（条例第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。同号及び第25条第2号において同じ。）、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（条例第201条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。次項第2号ア及び第3項第1号において同じ。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（条例第201条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。同号及び第25条第2号において同じ。）をいう。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。） 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 以下 1 以上

(イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が 7 以上 1 に、当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

2 条例第100条第2項に規定する空床利用型事業所には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

(1) 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者等（条例第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 次のア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等（条例第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。）の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。） 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 以下 1 以上

(イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が 7 以上 1 に、当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

3 条例第100条第3項に規定する単独型事業所には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める員数の生活支援員を置かなければならない。

(1) 指定生活介護事業所、条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、条例第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（条例第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活支援事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活支援事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援（以下この号において「指定通所支援」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入

所の事業を行う場合 次のア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定生活介護、条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、条例第173条に規定する指定就労継続支援A型、条例第186条に規定する指定就労継続支援B型、条例第195条に規定する指定共同生活援助、条例第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、条例第201条の14に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、アに掲げる時間以外の時間 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 当該日の利用者の数が 6 以下 1 以上

(イ) 当該日の利用者の数が 7 以上 1 に、当該日の利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

(2) 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号イ(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)又は(イ)に掲げる数

(指定短期入所事業所の設備の基準)

第23条 指定短期入所事業所は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

(1) 居室 次に掲げる基準

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、8平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 食堂 次に掲げる基準

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

- イ 必要な備品を備えること。
- (3) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 洗面所及び便所 次に掲げる基準
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 利用者の特性に応じたものであること。

(指定短期入所において提供される便宜に要する費用)

第24条 条例第105条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 光熱水費
- (3) 日用品費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適當と認められるもの

2 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、市長が定めるところによるものとする。

(定員の遵守)

第25条 条例第109条の規則で定める利用者の数は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 併設事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) 空床利用型事業所 当該施設の利用定員（指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあっては、共同生活住居及びユニットの入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (3) 単独型事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(準用)

第25条の2 第24条の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等の特例に関する基準)

第26条 条例第111条の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。）であって、条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所

支援基準条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第72条の4において準用する県指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項又は第193条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数との合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通りサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用者の数と条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービス又は県指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは県指定通所支援基準条例第72条の4において準用する県指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の1日当たりの上限をいう。）の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、6人）までの範囲内とすること。

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（いわき市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年いわき市規則第61号）第20条第1項第2号ウ又は同規則第53条第1項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設けるときは、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

(4) 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第27条から第31条まで 削除

（指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者の配置の基準）

第32条 指定自立訓練（機能訓練）事業所には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

- (1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数
- ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。
- イ 看護職員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とすること。
- ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とすること。
- エ 生活支援員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とすること。
- (2) サービス管理責任者 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
- ア 利用者の数が60以下 1以上
- イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受けるときは、推定数による。
- 3 第1項第1号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難なときは、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 4 第1項及び前項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。
- 5 第1項第1号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第1号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 条例第143条第3項の規則で定める員数は、1以上とする。

(指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用)

第33条 条例第146条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担

させることが適當と認められるもの

2 前項第1号に掲げる費用については、市長が定めるところによるものとする。

(準用)

第34条 第10条、第11条、第13条、第15条及び第17条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第13条2号中「療養介護計画」とあるのは、「自立訓練（機能訓練）計画」と読み替えるものとする。

第34条の2 第10条、第11条、第13条、第17条及び第33条の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

(基準該当自立訓練（機能訓練）の基準)

第35条 条例第150条の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数との合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(4) 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の要件)

第35条の2 条例第150条の2の規則で定める要件は、次に掲げる要件に該当することとする。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第72条の4において準用する県指定通所支援基準条例第55条の8の

規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。以下この条において同じ。) を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人)以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第72条の4において準用する県指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮し得る適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第72条

の4において準用する県指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第193条に規定する基準を満たしていること。

(5) 条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第36条 第33条の規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

(指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者の配置の基準)

第37条 指定自立訓練（生活訓練）事業所には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

(1) 生活支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数とイに掲げる利用者の数を10で除して得た数との合計数以上
ア イに掲げる利用者以外の利用者
イ 指定宿泊型自立訓練の利用者

(2) 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行うときは、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上

(3) サービス管理責任者 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
ア 利用者の数が60以下 1以上
イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第1号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ1以上とする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者が、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による指定自立訓練（生活訓練）」という。）を提供するときは、前2項に規定する

員数の従業者のほか、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

- 4 第1項（第2項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。
ただし、新規に指定を受けるときは、推定数による。
- 5 第1項及び第2項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。
- 6 第1項第1号又は第2項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

（指定自立訓練（生活訓練）事業所の設備の基準）

第38条 指定自立訓練（生活訓練）事業所は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

- （1） 訓練・作業室 次に掲げる基準
 - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
 - （2） 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - （3） 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 2 条例第155条第2項の指定自立訓練（生活訓練）事業所は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。
 - （1） 居室 次に掲げる基準
 - ア 一の居室の定員は、1人とすること。
 - イ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
 - （2） 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
 - 3 条例第155条第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がないときは、兼用することができる。
 - 4 条例第155条第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

（指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用）

第39条 条例第157条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 日用品費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの
- 2 条例第157条第4項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。
- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 光熱水費
 - (3) 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けた建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 日用品費
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの
- 3 第1項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用については、市長が定めるところによるものとする。

（指定自立訓練（生活訓練）の提供に関し整備等をすべき記録）

第40条 条例第158条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第156条第1項及び第2項の規定によるサービスの提供の記録
 - (2) 条例第159条において準用する条例第60条第1項に規定する自立訓練（生活訓練）計画
 - (3) 条例第159条において準用する条例第90条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (4) 条例第159条において準用する条例第75条第2項の規定による身体拘束等の記録
 - (5) 条例第159条において準用する条例第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 条例第159条において準用する条例第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- （準用）

第41条 第10条、第11条及び第17条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第41条の2 第10条、第11条、第17条、第39条及び第40条の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

(基準該当自立訓練（生活訓練）の基準)

第42条 条例第160条の基準該当自立訓練（生活訓練）の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数との合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (4) 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の要件)

第42条の2 条例第160条の2の規則で定める要件は、次に掲げる要件に該当することとする。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第72条の4において準用する県指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人）以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人）以下とすること。

される通いサービス又は県指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第72条の4において準用する県指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

（3）当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮し得る適当な広さを有すること。

（4）当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通りサービスの利用者数並びに条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービス又は県指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは県指定通所支援基準条例第72条の4において準用する県指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第193条に規定する基準を満たしていること。

（5）条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第43条 第33条の規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

(指定就労移行支援事業所の従業者の配置の基準)

第44条 指定就労移行支援事業所には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

(2) 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上

(3) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受けるときは、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

4 第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の配置の基準)

第45条 前条第1項の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項に規定する従業者及びその員数については、前条第2項から第4項まで及び第6項の規定を準用する。

(準用)

第46条 第10条、第11条、第13条、第17条及び第33条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第13条第2号中「療養介護計画」とあるのは、「就労移行支援計画」と読み替えるものとする。

(指定就労継続支援A型事業所の従業者の配置の基準)

第47条 指定就労継続支援A型事業所には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受けるときは、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

4 第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならぬ。

5 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(指定就労継続支援A型事業所の設備の基準)

第48条 指定就労継続支援A型事業所は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

(1) 訓練・作業室 次に掲げる基準

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第176条第1項に規定する訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がないときは、設けないことができる。

3 条例第176条第1項に規定する相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がないときは、兼用することができる。

4 条例第176条第1項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

(利用者及び従業者以外の雇用者の数)

第49条 条例第184条の規則で定める数は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数

(2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数

(3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第50条 第10条、第11条、第13条、第17条及び第33条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第13条第2号中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。

第51条 第10条、第11条、第13条、第17条及び第33条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第13条第2号中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援B

型計画」と読み替えるものとする。

第52条 第10条、第11条、第13条、第17条及び第33条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第13条第2号中「療養介護計画」とあるのは、「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(指定就労定着支援事業所の従業者の配置の基準)

第52条の2 指定就労定着支援事業所には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

(1) 就労定着支援員 指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除して得た数以上

(2) サービス管理責任者 指定就労定着支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数(当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。)の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受けるときは、推定数による。

3 第1項第1号の就労定着支援員及び同項第2号のサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

4 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者の業務)

第52条の3 条例第194条の6の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の

利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(指定就労定着支援の提供に関し整備等すべき記録)

第52条の4 条例第194条の11第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第194条の12において準用する条例第20条第1項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項

(2) 条例第194条の12において読み替えて準用する条例第60条第1項に規定する就労定着支援計画

(3) 条例第194条の12において準用する条例第30条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 条例第194条の12において準用する条例第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 条例第194条の12において準用する条例第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第52条の5 第10条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

(指定自立生活援助事業所の従業者の配置の基準)

第52条の6 指定自立生活援助事業所には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

(1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項第1号の地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受けるときは、推定数による。

4 第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事

する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないときはこの限りでない。

(準用)

第52条の7 第10条、第52条の3及び第52条の4の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

(指定共同生活援助事業所の従業者の配置の基準)

第53条 指定共同生活援助事業所には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

(1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この号及び第54条の2第1項第2号において「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数

(3) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受けるときは、推定数による。

3 第1項に規定する指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

(共同生活住居の基準)

第53条の2 条例第198条第3項の共同生活住居の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 本体住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、4人以上とすること。

(2) 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならないこと。

(3) 本体住居は、その入居定員を2人以上10人以下とすること。ただし、既存の建物を本体住居とする場合にあっては、当該本体住居の入居定員を2人以上20人（福島県知事が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができます。

(4) 既存の建物を本体住居とした本体住居を改築する場合であって、福島県知事が特に必要があると認めるときは、前号の規定にかかわらず、当該本体住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該本体住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができます。

(5) 本体住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならないこと。

(6) ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とすること。

(7) ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとすること。

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められるときは、2人とすることができます。

イ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(8) サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとすること。

ア 入居定員は、1人とすること。

イ 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

ウ 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

（指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用）

第53条の3 条例第198条の4第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 食材料費

(2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給されたとき（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われたときに限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させること

が適當と認められるもの

(指定共同生活援助事業所のサービス管理責任者の業務)

第53条の4 条例第198条の6の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(準用)

第54条 第10条、第13条及び第17条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第13条第2号中「療養介護計画」とあるのは、「共同生活援助計画」と読み替えるものとする。

(日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者の配置の基準)

第54条の2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

- (1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上
- (2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上
 - ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数
 - イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数
 - ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数
 - エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数
- (3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、次のア又はイに

掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受けるときは、推定数による。

3 第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

(共同生活住居の基準)

第54条の3 条例第201条の6第3項の共同生活住居の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 共同生活住居の入居定員の合計は、4人以上とすること。

(2) 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならないこと。

(3) 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とすること。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がないときは、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができる。この場合において、1つの建物の入居定員の合計は20人以下とすること。

(4) 既存の建物を行動生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（福島県知事が特に必要と認めるときは30人）以下とすることができる。

(5) 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、福島県知事が特に必要があると認めるときは、前号の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

(6) 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設ければならないこと。

(7) ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とすること。

(8) ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとすること。

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められると

きは、2人とすることができます。

イ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(準用)

第54条の4 第10条、第13条、第17条、第53条の3及び第53条の4の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第13条第1号中「条例第55条第1項」とあるのは「条例第201条において準用する条例第55条第1項」と、同条第2号中「条例第60条第1項」とあるのは「条例第201条において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第3号中「条例第67条」とあるのは「条例第201条において準用する条例第67条」と、同条第4号中「条例第75条第2項」とあるのは「条例第201条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「条例第78条」とあるのは「条例第201条の11」と読み替えるものとする。

(外部サービス利用型指定共同生活援助に関する規定の適用)

第54条の5 第53条から前条までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の人員、設備及び運営に関する基準については、次条及び第54条の4に定めるところによる。

(外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者の配置の基準)

第54条の6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

(1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上

(2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受けるときは、推定数による。

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

(準用)

第54条の7 第10条、第13条、第17条及び第53条の2から第53条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第13条第2号中「療養介護計画」とあるのは、「外部サービス利用型共同生活援助計画」と読み替えるものとする。

(多機能型事業所の従業者の員数等の特例の要件)

第55条 条例第202条第1項に規定する場合には、多機能型事業所は、その従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができます。

2 条例第202条第2項の規則で定める数は、次の各号に掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 利用者の数の合計が60以下 1以上
- (2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第56条 削除

(特定基準該当障害福祉サービス事業所の従業者の配置の基準)

第57条 特定基準該当障害福祉サービス事業所には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならぬ。

- (1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数（特定基準該当生活介護を提供する事業所に限る。）
 - (2) 看護職員 1以上（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）
 - (3) 理学療法士又は作業療法士 1以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）
 - (4) 生活支援員 常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数及びイに掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上
 - ア 特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練（機能訓練）及び特定基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者
 - イ 特定基準該当就労継続支援B型の利用者
 - (5) 職業指導員 1以上（特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所に限る。）
 - (6) サービス管理責任者 1以上
- 2 前項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス

事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

- 3 第1項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 4 第1項第6号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第58条 第10条、第11条、第13条及び第15条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第13条第2号中「療養介護計画」とあるのは、「特定基準該当障害福祉サービス計画」と読み替えるものとする。

- 2 第16条及び第17条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、同条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは、「特例介護給付費」と読み替えるものとする。
- 3 第17条及び第33条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第17条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは、「特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。
- 4 第17条及び第39条（同条第2項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第17条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは、「特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。
- 5 第17条及び第33条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第17条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは、「特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

（補則）

第59条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、第1号の市長が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第14条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。
 - (1) 次のアからウまでに掲げる利用者（市長が定める者を除く。以下この号において同じ。）の

平均障害支援区分の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数

- ア 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数
- イ 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数
- ウ 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数

(2) 前号の市長が定める者である利用者の数を10で除して得た数

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受けるときは、推定数による。

4 附則第2項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日において現に存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うときは、当該指定共同生活援助事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築されること等建物の構造を変更したものと除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第53条の2第6号及び第7号（これらの規定を第54条の4において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。

6 条例附則第2項又は第3項の場合において、第53条第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（条例附則第2項又は第3項の規定の適用を受ける者にあっては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。

7 平成18年10月1日において現に存する法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通勤寮」という。）又は旧知的障害者福祉法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築されること等建物の構造を変更したものと除く。）において行われる指定共同生活援助の事業等について、第53条の2（第54条の7において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、当分の間、第53

条の2第6号中「2人以上10人以下」とあるのは、「2人以上30人以下」とし、同条第7号イの規定は、当分の間、適用しない。

8 法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた旧知的障害者福祉法第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第2条第1号イに掲げる指定知的障害者入所更生施設に限る。）及び指定知的障害者通勤寮において行われる指定自立訓練（生活訓練）の事業について、第38条第2項の規定を適用する場合においては、同項第1号ア中「1人」とあるのは「4人以下」と、同号イ中「一の居室の面積」とあるのは「利用者1人当たりの床面積」と、「7.43平方メートル」とあるのは「6.6平方メートル」とする。

9 旧知的障害者更生施設等指定基準附則第4条の規定の適用を受ける指定知的障害者通勤寮については、第38条第2項の規定を適用する場合においては、同項第1号ア中「1人」とあるのは「原則として4人以下」と、同号イ中「7.43平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。

附 則（平成25年3月29日いわき市規則第12号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成25年10月24日いわき市規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月26日いわき市規則第4号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日において現に存するいわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成26年いわき市条例第8号）による改正前のいわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年いわき市条例第64号）第195条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所について、第3条の規定による改正後のいわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第54条の3の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。
- 3 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、当分の間、必要な調整を行って引き続き使用することができる。

附 則（平成27年3月31日いわき市規則第30号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日いわき市規則第32号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日いわき市規則第15号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。